

# ケーブルテレビ有料広告の取扱いについて

## ○有料広告の目的

- ・行政ではできない身近な地域情報、地域経済の活性化を図るための情報、住民福祉の向上に役立つ情報などの発信
- ・新たな自主財源の確保

## ○広告の種類

### ◆番組枠

商工業や農業など地域経済の活性化や住民サービスの向上を図ることを目的とした情報を提供する広告番組枠

具体的には、行政では取材することが難しい地域の伝統的なまつり(神社の秋まつりなど)や地域の身近な話題、また商店の紹介や商工業者向けの番組など

### ◆広告枠

町が制作する自主放送番組内で、個人・法人等の事業に関する情報を提供する広告枠

具体的には、町内の全世帯の85%以上が加入しているケーブルテレビのネットワークを生かし、町内の商店の売り出しや事業所のPR、また営利事業を目的とした商工業者を対象とした広告など

## ○広告放送の各枠の内容

|       | 番組枠   | 広告枠   |   | 備考     |        |
|-------|---|---|---|--------|--------|
|       |   | 動画  | 静止画   |        |        |
| 放送単位  | 10分以内   | 30秒以内   | 15秒   |        |        |
| 期間    | 放送期間単位での提供とし、最大で1年間提供   | 放送期間単位での提供とし、最大で1年間提供   | 放送期間単位での提供とし、最大で1年間提供   |        |        |
| 放映単価  | 30日未満   | 250円/日  | 600円/日  | 300円/日 |        |
|       | 90日未満   | 237円/日  | 570円/日  | 285円/日 | 5%off  |
|       | 180日未満  | 225円/日  | 540円/日  | 270円/日 | 10%off |
|       | 300日未満  | 212円/日  | 510円/日  | 255円/日 | 15%off |
|       | 1年  | 200円/日  | 480円/日  | 240円/日 | 20%off |
| 広告の規格 | 映像(MPEG2)   | 映像(MPEG2)   | 画像(JPEG)  |        |        |
| 仕様等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本編前にカラーバーを10秒以上挿入し。本編終了後、捨てカットを10秒程度挿入。</li> <li>・番組内に、番組名、制作者名を挿入。</li> <li>・ハイビジョン放送に対応。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本編前にカラーバーを10秒以上挿入し。本編終了後、捨てカットを10秒程度挿入。</li> <li>・ハイビジョン放送に対応。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・画像サイズは、「横1,920ピクセル×縦1,080ピクセル」とする。</li> </ul>   |        |        |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヵ月につき最低1番組以上の新たな番組を制作すること。</li> <li>・番組は、放送期間単位で変更することができる。</li> <li>・制作に要する費用を賄うため、番組内で広告を扱うことができる。</li> <li>・EPGで番組紹介をすることができる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広告は、放送期間単位で変更することができる。</li> <li>・広告は、「Go Go かみごおり」の中で放映する。</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広告は、放送期間単位で変更することができる。</li> <li>・広告は、「Go Go かみごおり」の中で放映する。</li> <li>・静止画であってもナレーションが入っているものは動画扱いとする。</li> </ul> |        |        |

※1「放送期間」とは、毎月1日と16日に新たな番組スケジュールの更新日としており、この更新日から次の更新日の前日までを「放送期間」と言う。

※2上記の放映単価は、町内事業所の場合で、町外事業所の場合は上記単価の2倍となります。

## ○留意事項

- ① 広告の放送は、1日5回以上放送します。
- ② 災害等の緊急時や機器の点検、故障などにおいて、町長が必要と認めるときは、広告放送を中止することがあります。この場合、原則広告料金は還付しません。
- ③ 広告料の還付は、原則行いませんが、広告主の責によらない理由によって連続して7日以上広告放送を中断したときは、当該「放送期間」分の広告料を還付します。
- ④ 番組や広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、申込者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、申込者の負担でこれを処理願います。
- ⑤ 番組や広告の内容等が上郡町有料広告掲載取扱いに関する要綱及び法令等に違反し、又は違反するおそれがあるときは、町から広告主に対して広告の内容等の変更を依頼します。